

参 考 资 料

1 とくしま高齢者いきいきプラン策定評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険事業支援計画の策定並びにこれらの法律に基づき策定した計画（以下「計画」という。）の進捗状況に係る評価・点検に関し、必要な事項を協議するため、とくしま高齢者いきいきプラン策定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等に関すること
- (2) 高齢者等の現状及びサービス実施の現況の分析に関すること
- (3) 圏域の設定等に関すること
- (4) 計画期間の各年度における高齢者等の状況に関すること
- (5) 計画期間の各年度ごとのサービス量の見込みに関すること
- (6) サービス供給体制、見込量の確保のための方策に関すること
- (7) 地域包括ケアシステム構築のための支援に関すること
- (8) その他計画の策定及び進捗状況に係る評価・点検に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 市町村の代表者
- (4) 介護保険の被保険者代表・費用負担関係者
- (5) 高齢者問題に関心をもつ者

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により、副委員長は、委員長の指名によりそれぞれ定める。
- 3 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部長寿いきがい課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 第3条第3項の規定に関わらず、この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月12日から施行する。
- 2 第3条第3項の規定に関わらず、この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

2 第9期とくしま高齢者いきいきプラン策定評価委員会名簿

(50音順、敬称略)

氏名	職名等	備考
足立 幸穂	地域住民代表	
石田 いぶき	地域住民代表	
伊勢 佐百合	徳島県薬剤師会副会長	
大下 直樹	認知症の人と家族の会徳島県支部代表	
大塚 忠廣	徳島県老人福祉施設協議会会長	
岡田 あかね	とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会代表幹事	
小笠 恭彦	徳島県商工会議所連合会専務理事	
清田 麻利子	徳島県退職者連合幹事	
佐藤 正	徳島労働局職業安定部職業対策課長	
玉井 孝治	徳島県町村会会長	
田蒔 正治	徳島県老人保健施設協議会会長	
田村 綾子	四国大学大学院看護学研究科科長	
田村 修司	徳島県介護福祉士会会長	
手束 直胤	全国介護事業者連盟徳島県支部支部長	
富樫 一美	徳島県ホームヘルパー協議会会長	
内藤 佐和子	徳島県市長会会長	
中村 忠久	徳島県社会福祉法人経営者協議会会長	
野々瀬 由佳	とくしま“あい”ランド推進協議会常務理事兼事務局長	
橋本 昌和	徳島県国民健康保険団体連合会介護保険課長	
松下 恭子	徳島大学大学院医歯薬学研究部准教授	副委員長
南 礼子	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長	
三宅 武夫	徳島県老人クラブ連合会会長	
保岡 正治	徳島県慢性期医療協会会長	
柳澤 幸夫	徳島文理大学保健福祉学部教授	委員長
山上 敦子	徳島県医師会副会長	
山口 貴功	徳島県歯科医師会専務理事	
山口 浩志	徳島県介護支援専門員協会理事長	
横山 敦子	徳島県看護協会専務理事	
吉田 貴史	徳島県社会福祉協議会福祉人材センター所長	
米本 正志	徳島県シルバー人材センター連合会常務理事兼事務局長	

3 とくしま高齢者いきいきプラン策定評価委員会の審議経過

	開催年月日	議 題
第1回	令和5年10月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ・とくしま高齢者いきいきプラン(2021～2023)に係る本県の取組状況について ・とくしま高齢者いきいきプラン(2024～2026)(骨子案)について
第2回	令和5年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・とくしま高齢者いきいきプラン(2024～2026)(素案)について
第3回	令和6年 1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・とくしま高齢者いきいきプラン(2024～2026)(案)について

4 評価指標

指標	R4実績	R6目標	R7目標	R8目標
介護予防リーダーが活動している「通いの場」の数（累計）	145箇所	176箇所	192箇所	208箇所
「フレイルサポーター」養成数（累計）	441人	550人	600人	650人
生きがいづくり推進員等の社会貢献活動年間延べ人数	2,431人	2,500人	2,550人	2,600人
県健康福祉祭等のスポーツ及び文化交流大会等の参加者数	4,322人	4,400人	4,450人	4,500人
ユニバーサルカフェの認定箇所数（累計）	28箇所	38箇所	43箇所	48箇所
認知症カフェの設置数	65箇所	70箇所	75箇所	80箇所
認知症カフェで活動した認知症サポーター数	—	140人	150人	160人
「介護助手」の雇用人数（累計）	286人	340人	370人	400人
業務効率化のためのICT導入事業所数（累計）	139事業所	180事業所	200事業所	220事業所
介護事業所における介護ロボット導入事業所数（累計）	165事業所	210事業所	230事業所	250事業所
「徳島県介護人材育成事業者認証評価制度」認証事業所数（累計）	8事業所	24事業所	32事業所	40事業所
主任介護支援専門員フォローアップ研修受講者数	306人	400人	450人	500人
要介護認定の適正化に向けた取組を実施した保険者数	23保険者	23保険者	23保険者	23保険者
ケアプラン点検（住宅改修、福祉用具購入・貸与）を実施した保険者数	—	23保険者	23保険者	23保険者
医療情報との突合・縦覧点検を実施した保険者数	23保険者	23保険者	23保険者	23保険者

5 関連計画の策定状況

○徳島県保健医療計画

(令和6年3月策定) 計画期間：令和6年度～令和11年度

○徳島県地域福祉支援計画

(令和6年3月策定) 計画期間：令和6年度～令和10年度

○徳島県障がい者施策基本計画

(令和6年3月策定) 計画期間：令和6年度～令和11年度

○徳島県医療費適正化計画

(令和6年3月策定) 計画期間：令和6年度～令和11年度

○健康徳島21 <徳島県健康増進計画>

(令和6年3月策定) 計画期間：令和6年度～令和11年度

○第4次徳島県住生活基本計画

(令和3年3月策定) 計画期間：令和3年度～令和12年度

6 地域包括支援センター一覧

センター名称	所在地			
	〒	住所	電話	FAX
徳島市地域包括支援センター	770-0847	徳島市幸町3丁目77	088-624-7775	088-624-6675
鳴門市基幹型地域包括支援センター	772-0003	鳴門市撫養町南浜字東浜24番地2	088-615-1417	088-686-4059
鳴門市地域包括支援センターおおあさ	779-0225	鳴門市大麻町松字東山田57-10	088-689-3738	088-689-3310
鳴門市地域包括支援センター貴洋会	772-0017	鳴門市撫養町立岩字五枚146	088-683-1075	088-683-1076
鳴門市地域包括支援センターひだまり	772-0035	鳴門市大津町矢倉字四ノ越5	088-686-1139	088-686-1179
鳴門市地域包括支援センター緑会	772-0003	鳴門市撫養町南浜字蛭子前東105	088-685-1555	088-685-8886
鳴門市地域包括支援センターやまかみ	772-0053	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂205-29	088-683-6727	088-683-6728
小松島市社会福祉協議会地域包括支援センター	773-0006	小松島市横須町11番7号	0885-33-4040	0885-33-4042
基幹型阿南高齢者お世話センター	774-0030	阿南市富岡町北通33-1 阿南ひまわり会館	0884-23-7288	0884-22-7142
阿南東部高齢者お世話センター	774-0045	阿南市宝田町今市金剛寺43	0884-22-4577	0884-22-4622
阿南中部高齢者お世話センター	774-0017	阿南市見能林町南林260-7	0884-23-3728	0884-23-5911
阿南西部高齢者お世話センター	779-1101	阿南市羽ノ浦町中庄大知淵8-1	0884-44-6836	0884-21-8577
阿南南部高齢者お世話センター	779-1510	阿南市新野町信里65	0884-36-3634	0884-36-3823
阿南北部第1高齢者お世話センター	779-1235	阿南市那賀川町苅屋357-1 那賀川社会福祉会館	0884-42-2900	0884-42-3073
阿南北部第2高齢者お世話センター	779-1101	阿南市羽ノ浦町中庄大知淵8-1	0884-44-6836	0884-21-8577
吉野川市地域包括支援センター	776-0010	吉野川市鴨島町鴨島252番地1	0883-22-2744	0883-22-2746
阿波市地域包括支援センター	771-1695	阿波市市場町切幡字古田201番地1	0883-36-6543	0883-26-6054
美馬市地域包括支援センター	777-8577	美馬市穴吹町穴吹字九反地5	0883-52-5613	0883-52-1197
勝浦町地域包括支援センター	771-4306	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国10-1	0885-42-3966	0885-42-3968
上勝町地域包括支援センター	771-4505	勝浦郡上勝町大字正木字西浦111-7	0885-44-5112	0885-44-5113
佐那河内村地域包括支援センター	771-4102	名東郡佐那河内村上字大黒23-1	088-679-3383	088-679-3382
石井東部地域包括支援センター	779-3232	名西郡石井町石井字城ノ内563	088-674-7265	088-674-8423
石井西部地域包括支援センター	779-3245	名西郡石井町浦庄字上浦157-11	088-675-3722	088-675-3830
神山町地域包括支援センター	771-3395	名西郡神山町神領字本野間100	088-676-1185	088-676-1100
松茂町地域包括支援センター	771-0295	板野郡松茂町広島字東裏30	088-683-4566	088-699-6008
北島町地域包括支援センター	771-0285	板野郡北島町中村字上地23-1	088-698-8951	088-697-0517
藍住町地域包括支援センター	771-1292	板野郡藍住町奥野字矢上前52-1	088-637-3175	088-637-3312
板野町地域包括支援センター	779-0105	板野郡板野町大寺字龜山西169-5 板野町町民センター	088-672-1026	088-672-7127
上板町地域包括支援センター	771-1330	板野郡上板町西分字橋西1-11	088-694-5597	088-694-5709
那賀町地域包括支援センター	771-5410	那賀郡那賀町大久保字大西3-2	0884-62-3901	0884-62-3893
美波町地域包括支援センター	779-2305	海部郡美波町奥河内字井ノ上13番地2	0884-77-1171	0884-77-1161
牟岐町地域包括支援センター	775-0004	海部郡牟岐町大字川長字新光寺60-1	0884-72-1600	0884-72-0611
海陽町地域包括支援センター	775-0302	海部郡海陽町奥浦字新町44	0884-73-0620	0884-73-0218
つるぎ町地域包括支援センター	779-4195	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	0883-62-3111	0883-55-1051
みよし地域包括支援センター	778-0004	三好市池田町シンマチ1476-1 三好市保健センター1階	0883-72-5877	0883-76-0150
東みよし町地域包括支援センター	771-2501	三好郡東みよし町屋間3673番地1 東みよし町役場三好庁舎2階	0883-76-5580	0883-76-5581

7 その他各種相談窓口一覧

	相談窓口名称	所在地			
		〒	住所	電話	FAX
認知症	徳島県認知症コールセンター	770-0943	徳島市中昭和町1丁目2番地 徳島県立総合福祉センター 1F 〈相談受付時間〉 午前10時～午後4時	088-678-4707	088-678-4707
消費者ホットライン(188 いやや)にお電話ください。最寄りの消費生活センターにつながります。					
消費生活	徳島県消費者情報センター	770-0831	徳島市寺島本町西1丁目5番地アミコビル東館7階 〈相談受付時間〉平日(水曜日除く) 午前9時～午後6時 土曜・日曜 午前9時～午後4時	088-623-0110	088-623-0174
	徳島市消費生活センター (徳島市・佐那河内村・石井町・神山町)	770-0834	徳島市元町1丁目24番地アミコビル3階 〈相談受付時間〉 午前10時～午後5時	088-625-2326	088-625-2365
	鳴門市消費生活センター(鳴門市)	772-0003	鳴門市撫養町南浜字東浜165-10 うずしお会館4階 〈相談受付時間〉 午前9時30分～午後3時30分	088-686-3776	088-686-3776
	小松島市消費生活センター (小松島市・勝浦町・上勝町)	773-8501	小松島市横須町1番1号小松島市役所1階 〈相談受付時間〉 午前9時～午後4時	0885-38-6880	0885-38-6880
	阿南市消費生活センター(阿南市・那賀町・牟岐町・美波町・海陽町)	774-8501	阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所本庁2階 〈相談受付時間〉 午前9時30分～午後4時30分	0884-24-3251	0884-23-6079
	吉野川市消費生活センター (吉野川市)	776-8611	吉野川市嶋島町嶋島115-1 吉野川市役所内 〈相談受付時間〉 午前9時～午後3時30分	0883-36-1840	0883-22-2245
	阿波市消費生活センター(阿波市)	771-1695	阿波市市場町切幡字古田201-1 阿波市役所1階 〈相談受付時間〉 午前9時～午後4時	0883-30-2222	0883-30-2223
	美馬地区消費生活センター (美馬市・つるぎ町)	779-3602	美馬市脇町大字猪尻字西分116番地1 美馬市地域交流センター1階 〈相談受付時間〉平日・日曜 午前9時～午後4時	0883-53-1541	0883-53-1542
	みよし消費生活センター (三好市・東みよし町)	778-0002	三好市池田町マチ2145-1 三好市役所第1分庁舎内 〈相談受付時間〉 午前9時～午後4時	0883-72-7188	—
	松茂・北島消費生活センター (松茂町・北島町)	771-0295	板野郡松茂町広島字東裏30 松茂町役場内 〈相談受付時間〉 午前9時～午後3時	088-699-4300	088-678-2930
	藍住町消費生活センター(藍住町)	771-1202	板野郡藍住町奥野字矢上前52-1 藍住町役場2階産業支援室内 〈相談受付時間〉 午前9時～午後4時	088-679-1848	088-637-3152
	板野町消費生活相談所(板野町)	779-0105	板野郡板野町大寺字亀山西169-5 板野町民センター1階 〈相談受付時間〉 午前9時～午後3時	088-672-6099	088-672-1113
	上板町消費生活相談窓口(上板町)	771-1392	板野郡上板町七條字経塚42 上板町農村環境改善センター1階 〈相談受付時間〉 午前9時～午後4時30分	088-694-6816	—

〈休所日〉 徳島県消費者情報センターは水曜・祝日・年末年始
 徳島市消費生活センターは火曜・祝日・年末年始
 美馬地区消費生活センターは土曜・祝日・年末年始
 その他は土曜・日曜・祝日・年末年始

【五十音】

【あ 行】

アクティブシニア

仕事や趣味、ボランティアなど様々な活動に意欲的なシニア。

アクティブシニア地域活動支援センター

令和2年度に公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会内に開設された、高齢者による地域貢献活動を支える拠点。地域貢献活動のための知識や技術を磨くりカレント講座を行うとともに、地域ニーズとのマッチングによる活躍の場の創出を行う。

生きがいきづくり推進員

公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会に登録している、シニアによる社会貢献活動を推進する人材。主にシルバー大学院卒業生が、これまでに身に付けた知識や技術を活用して教えるボランティアなどの地域貢献活動に取り組む高齢者。

一般介護予防事業

市町村が65歳以上の全ての高齢者に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行う施策。

【か 行】

介護医療院

平成30年4月創設の要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護や医学的管理のもとにおける介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に対応し、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者。

介護実習・普及センター

高齢者介護の実習等を通じて地域住民への介護知識、介護技術の普及を図るとともに、介護のための福祉機器や介護用品を展示、相談体制を整備することにより、福祉機器等の普及を行う機関。

介護助手

介護施設等において、専ら介護周辺業務（部屋の掃除、食事の片付け、ベッドメイク、シーツ交換、利用者の話相手など）を担う職員。

（災害時）介護福祉コーディネーター

大規模災害発生時に、被災者や避難所・医療救護所等の状況を把握し、県内及び他県からの人材と物資の調整を行う「災害時コーディネーター」の一部門として、福祉避難所や在宅での要介護者に対するケアを行う介護福祉士・ヘルパー等の配置・調整を行う者。

介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事等心身の状況に応じた介護を行い、介護に関する指導を行う者。

介護保険審査会

保険給付に関する処分、保険料等の徴収金に関する処分に係る不服の審査を行う機関として、県に設置される審査会で、被保険者、保険者、公益の代表者で構成され、合議体により審理・裁決を行う。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を可能とする施策。

介護予防のための地域ケア個別会議

地域包括支援センター（又は市町村）が実施する地域ケア会議。多職種からの専門的な助言を得ながら、介護予防に資するケアプランの作成とそのケアプランに即したケア等の提供を行う。

介護予防リーダー

老人クラブ会員など、これまで地域で健康づくり等に関わってきた者等を対象に、徳島県老人クラブ連合会が実施する介護予防に必要な知識及び技術を習得するための研修を修了した者のことで、高齢者が介護の必要のない「元気高齢者」となるため、地域において介護予防活動を実践する。

介護療養型医療施設

療養病床等を有する病院、診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護や医学的管理のもとにおける介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とする施設。

介護老人福祉施設

老人福祉法に基づき設置される特別養護老人ホームであって、入所している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とする施設。

介護老人保健施設

要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

機能訓練

疾病、外傷、高齢化等により心身の機能が低下している者に対し、心身の機能の維持回復に必要な訓練。

キャリアパス

企業等の人事に関する用語で、昇進や昇格のために必要な経験や道筋、モデルのこと。

介護分野においては、介護職員が将来展望を持って介護の職場で働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされるキャリアパスに関する仕組みの導入・普及が求められている。

くらしのサポーター

消費者と行政をつなぎ、消費者に役立つ情報を広めたり、地域の情報や消費者のニーズを行政に取り次ぐといったボランティア活動を行う者

(消費者ネットの担い手、愛称：阿波の助っ人)

ケアマネジメント

高齢者介護の分野では、高齢者の社会生活上での複数のニーズを充足させるため、適切に様々な社会資源と結びつける手法のことで、その仕事をする人をケアマネジャー（介護支援専門員）という。

経過型軽費老人ホーム（従来の軽費老人ホームA型）

無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者等を入所させ、食事の提供、入浴の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供する施設。

なお、平成20年の「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」の施行により、従来の軽費老人ホームA型が、従来のケアハウスの基準に一元化されたため、経過的軽費老人ホームが建て替えを行う場合は「軽費老人ホーム（従来のケアハウス）」に転換する必要がある。

軽費老人ホーム（従来のケアハウス）

60歳以上(夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上)の者であって、身体機能の低下等が認められたり、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められるもので、家族による援助を受けることが困難なものに対し、生活相談、入浴サービス、食事サービスの提供、緊急時の対応等を行う施設で、設備構造面において、車椅子での利用を容易にするなど高齢者にとって住みやすい環境整備に配慮している。

日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合には、訪問介護等の介護保険サービスを利用することとなる。

健康寿命

日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

言語聴覚士（ST）

厚生労働大臣の免許を受けて、ことばによるコミュニケーションに問題がある方に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職。摂食・嚥下の問題にも専門的に対応する。

公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会

長寿社会についての意識啓発及び高齢者の生きがいと健康づくりの推進等に関する事業を行い、もって「ぬくもりと活力のある長寿社会」の建設に資することを目的として、平成元年7月に官民の協力により設立された法人。

高度化PICS

従来の PICS（視覚障害者、高齢者等の安全を支援し、交通事故の防止を図るシステム）のサービスを受けるために必要な専用端末等を使用せず、普及が進んでいる携帯電話等を利用し、信号情報の提供等を行うシステムをいう。

高齢者等活躍促進加算

保育所等において、こどもに対するきめ細やかな保育を行うため、こどもの話し相手、身の回りの世話、給食のあとかたづけ等の業務を行う高齢者等を雇用した際に、保育所等に対して給付費として支給される加算。

高齢者見守りポータルサイト

ひとり暮らし高齢者等の見守り活動の充実・強化を図るため、見守り協定締結団体の活動や介護保険制度に関する情報等、高齢者やその家族に役立つ情報をワンストップで提供する県のホームページ上に開設したサイト。

高齢者向け優良賃貸住宅

高齢単身者・夫婦世帯等向けの民間賃貸住宅で、高齢者の身体機能に対応した設計、設備など高齢者に配慮した良好な居住環境を備えたもの。平成23年10月の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正施行に伴い、登録制度が廃止され「サービス付き高齢者向け住宅」へ移行された。

心のサポーター

地域共生社会の実現に向け、心の病気や不調に対する正しい知識と理解に基づき、家族や同僚など身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う者。厚生労働省が養成を進めている。

誤嚥性肺炎

細菌が唾液や胃液と共に肺に流れ込んで生じる肺炎で、高齢者に多く発症し、再発を繰り返す特徴がある。

【さ 行】

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅である。平成23年10月の「高

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正施行により、これまであった高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）、高齢者専用賃貸住宅（高専賃）、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）の3施設は廃止され、サービス付き高齢者向け住宅に一本化された。

災害時要援護者

一人暮らしの高齢者、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れた外国人など、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難することが困難であるなど、ひとりでは災害時に適切な防災行動をとることが難しい者のこと。

作業療法士（OT）

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示のもとに、作業療法を行うことを業とする者。作業療法とは、身体又は精神に障がいのある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせることをいう。

自転車シミュレータ

自転車に乗車したのと同じ感覚で、画面の映像に応じた安全な自転車操作を行うことにより、ゲーム感覚で交通ルールを学ぶ実技体験型の機械。

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う者。

若年性認知症

65歳未満に発症する認知症。

若年性認知症コーディネーター

若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役。若年性認知症の人のニーズに合わせて関係機関やサービス担当者につなぐことで、若年性認知症の人や家族の支援をワンストップで行う。

主任介護支援専門員

介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、介護支援専門員に対する助言・指導などを行う専門職。

消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）

高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して行う見守り活動のこと。

消費生活コーディネーター

個々に活動するくらしのサポーター活動の企画調整及び取りまとめのほか、活動の成果を高めるため、必要な情報提供や助言等の支援を行う専門的な知見を持った者。

シルバー人材センター

定年退職者などの高齢者に、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化を目的とした団体。

シルバー大学校・大学院

高齢者自身がいきがいをもって豊かな高齢期を創造できるよう、能力の再開発を支援し、地域福祉を推進するリーダーを養成することを目的として公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会が設置する55歳以上の高齢者を対象とした大学校・大学院。シルバー大学校は、学習意欲があり、卒業後は地域社会活動の指導に当たる意欲がある者を対象に県内9地域校で開講。シルバー大学校大学院は県内4地域で開講し、さらに専門的で高いレベルの学習機会を提供し、卒業後は社会貢献活動を推進する人材を養成している。

シルバーハウジング

高齢者の世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活が営むことができるよう、福祉施策と住宅施策の密接な連携のもとに、高齢者の安全や利便に配慮した設計・設備を行うとともに、生活援助員による安否の確認や生活相談などの福祉サービスが適切に受けられるように配慮された公共の集合賃貸住宅。

身体拘束

心身機能が低下した高齢者が徘徊や転落などしないように、車椅子にベルトで身体を固定したり、ベッドを柵で囲むなど、その運動を抑制し、行動を制限することをいう。身体

拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者の心身機能の低下をもたらし、その人の生活の質を根本から損なう危険性があることから、介護保険施設等においては、原則として禁止されている。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

老人デイサービスセンターに居住部門等の要素を併せた複合施設であり、高齢者福祉向上のため、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する小規模の複合施設として整備され、地域の高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援することを目的としている。

生活習慣病

食習慣・運動習慣・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣の影響を受けて発症したり、進行したりする病気の総称。がん、心疾患、脳血管疾患が、いわゆる「三大生活習慣病」と呼ばれるものである。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分ではない方について、本人もしくは親族、市町村長等が家庭裁判所への申立を行うことにより、本人の権利を守る援助者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。

セルフ・ネグレクト

高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されている事例を指す。

高齢者虐待防止法に定める虐待の5類型のいずれにも該当しないが、高齢者の権利利益が客観的に侵害されていることには変わりがなく、支援が必要かどうかを総合的に判断し、虐待に準じた対応をすることが求められる。

【た 行】

地域支援事業

市町村が中心となり地域包括ケアの実現に向けて、高齢者の社会参加、介護予防に向けた取組、配食、見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組みを一体的に推進しながら高齢者を地域で支えていく体制を構築するための施策。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」からなる。

地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

地域包括支援センター

市町村が実施主体となり、保健師、社会福祉士、介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために、必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び、福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、居住する市町村で提供されるサービス。現在、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護など、9種類のサービスがある。

テレワーク

パソコンや情報通信技術を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方。労働者にとっては、子育てや介護をしながら自宅で働くことができるといった魅力がある。

デジタル格差

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

糖尿病連携手帳

糖尿病専門医とかかりつけ医が役割分担する「地域連携」、医師と療養指導スタッフがチームを組んで治療にあたる「チーム医療」等の円滑な推進を支援するツールとして、2010

年に「公益社団法人日本糖尿病協会」から発行された糖尿病患者用の診療記録ノート。

とくしま希望大使

認知症の人が、社会の一員として、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、厚生労働省の認知症本人大使「希望大使」の地域版として、県が任命している。認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができる姿等を積極的に発信することで、認知症への理解を深める。

徳島県健康福祉祭

県と公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会が主催し、平成6年度から毎年開催しているスポーツや文化等の祭典。「ぬくもりと活力のある長寿社会」づくりの推進を目的に、高齢者に適したスポーツや文化交流大会、健康や生きがいに関する様々なイベントを開催し、地域や世代を超えた幅広い交流とふれあいにより相互理解を深める。平成24年度からは、「地域住民に身近で参加しやすい大会」となるよう、県南部・県西部サテライト大会を開催している。

とくしま健康ポイントアプリ「テクとく」

「楽しく」「お得に」県民の健康づくりをサポートするために開発したスマホアプリ。歩数や体重・野菜摂取量の入力、健診の受診、健康イベントへの参加等により、「健康ポイント」を付与し、貯まったポイントに応じて店舗での特典や賞品の応募ができる。

徳島県糖尿病性腎症重症化予防プログラム

糖尿病の早期治療と生涯を通じた適切な治療継続を図るため、県内の保険者が容易に事業を実施できるよう基本的な考え方を示した徳島県版のプログラム。糖尿病性腎症患者のうち、重症化リスクの高い方への受診勧奨や、かかりつけ医等と連携した保健指導の実施等を通じて、人工透析への移行を防止することを目指している。

とくしまジョブステーション

ハローワーク等関係機関との連携により、就労支援から職業紹介に至るまでのきめ細かな「雇用関連サービス」をワンストップで提供する県の窓口（JR 徳島駅ビル内に設置）。

ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力のこと。

ドライビングシミュレータ

二輪車や四輪車に乗車した感覚で、画面に映し出された道路環境に応じた運転操作を行うことにより、ゲーム感覚で交通ルールを学ぶ体験型の機械。

【な 行】

日常生活圏域

市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分ではない方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、利用者との福祉サービス利用援助契約に基づいて、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等預かりの支援を行う事業のこと。

認知症

正常であった脳の知的な働きが、脳の後天的な障がい等により持続的に低下した状態をいう。主な原因としては、脳血管障害やアルツハイマー病等がある。

認知症ケアパス

認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもので、市町村が作成する。

認知症コールセンター

県が「公益社団法人認知症の人と家族の会徳島県支部」に委託して設置している認知症専門の相談窓口。認知症の人やその家族に対して認知症の知識や介護技術、精神面も含めた様々な支援を行う。

認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族をできる範囲で手助けするボランティアのこと。認知症サポーター養成講座を受講した者を認知症サポーターと称し、受講者には、認知症サポーターの証としてオレンジリングが配布されている。

認知症サポーターキャラバン

「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の一環として、厚生労働省が実施している事業の名称。全国が認知症になっても安心して暮らせるまちになることを目指し、「認知症サポーター」を全国で養成している。

認知症サポート医

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。

認知症疾患医療センター

認知症疾患について鑑別診断や BPSD（認知症の行動・心理症状）への対応、身体合併症への対応を行う専門医療機関。また、認知症疾患に関わる地域の医療機関の中核的機関。地域住民に対する普及啓発や相談への対応、認知症疾患に係る医療に関する情報センターとしての機能を持つ。

認知症初期集中支援チーム

市町村が実施主体となり、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問（アウトリーチ）し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。チームは、認知症の医療や介護における知識及び経験を有する専門職2名以上と、認知症サポート医の計3名以上で編成される。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、平成27年1月に、厚生労働省が、関係府省庁（内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）と共同して策定した総合戦略。

認知症施策推進大綱

認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的に、取りまとめられた大綱。

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとされている。

認知症地域支援推進員

全ての市町村に配置され、認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者。

【は 行】

パーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）

身体障がい者や高齢者、妊産婦の方など「歩行困難な方」が、公共施設、ショッピングセンター、銀行や病院などの出入口に近いところに設置されている「身体障がい者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）」を利用しやすくするための証明書のこと。

バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上での様々な障害（バリア）を除去すること又は除去された状態のこと。

必要入所定員総数

介護保険施設等を現に利用している者の数及び高齢者の利用に関する意向等その他の地域の実情を勘案して必要とされる入所（利用）者数の合計数。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

ピアサポート

専門家による支援ではなく同じ経験をしたことがある同じ立場の人が行うサポートで仲間同士で助け合う支援の形。

福祉人材センター

福祉の職場で働きたい人と、職員を採用したい福祉の職場をつなぐ無料職業紹介所のこと。徳島県では、徳島県社会福祉協議会を福祉人材センターとして指定し、「アイネット」の愛称で広報・啓発事業、福祉人材確保対策事業、福祉人材無料職業紹介事業等を行っている。

福祉避難所

地震や津波、豪雨といった大きな災害が発生したときに、何らかの支援が必要な高齢者、や障がい者、妊産婦、乳幼児、病人など、特別の配慮を必要とする人たちを受け入れる二次的避難所のこと。小学校等の一般的な避難所では避難生活を送ることが困難な被災者のために、市町村が地域の社会福祉施設等の協力を得て設置する。

フレイル

老化に伴う種々の機能低下により健康障害に陥りやすい状態。

フレックスタイム制度

1カ月以内の一定期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く制度。

ポリファーマシー

「多剤服用でも特に害をなすもの」を指す。「Poly（多くの）」＋「Pharmacy（調剤）」の造語で、単に薬剤数が多いことではなく、薬剤が多いことにより、薬物有害事象につながる状態。また、飲み間違い、残薬の発生につながる問題だけでなく、不要な処方や過量重複投与など、あらゆる不適正処方を含む。

【や 行】

友愛訪問活動

ひとり暮らし高齢者等の孤独感の解消や安否の確認などを目的として、老人クラブ会員（友愛訪問員）が、ひとり暮らし高齢者等を定期的に訪問して、話相手になるなど暮らしの支えになる活動のこと。高齢者が高齢者を見守る初の試みとして昭和59年に徳島県で始まり、現在では全国に広がっている。

有料老人ホーム

入居者と施設との契約により高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供等を行う老人福祉法上の施設。

ユニット型施設

10人程度を一つの生活単位(ユニット)として、少人数の家族的な雰囲気の中で介護・看護を行う方式で、居室部分は全室個室での形態をいう。数十人単位の集団をひとまとめにして介護・看護をおこなう形態に比べて、入所者の尊厳を重視した個別ケアが可能となる。

ユニバーサルカフェ

子どもから高齢者、障がい者をはじめ、多くの方々が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有し、サービス提供の担い手にもなるワンストップ型交流拠点。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的能力、言語などにかかわらず、あらかじめ多様なニーズを考慮して、すべての人が安全に安心して、容易かつ快適に利用できるように、施設、製品、サービスなどを計画、設計する考え方のこと。

養護老人ホーム

経済的理由及び環境上の理由により、住宅において日常生活を営むのに支障がある65歳以上の高齢者を、市町村の措置入所により入所させ、日常生活サービス等を提供する施設。

要配慮者

高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病人その他の特に配慮を要する者

【ら 行】

ライフコース

胎児期から高齢期に至る人生の一連の過程。幼少期からの健康状態が、成長後の健康にも影響を与えることから、生涯を通じて健康を保持するために、高齢者の健康だけでなく、幼少期をはじめ若年期からの生活習慣を重視する健康づくり対策が重要となっている。

リカレント講座

アクティブシニア地域活動支援センターが地域貢献活動推進のために実施する講座。主として生きがいづくり推進員を対象にシルバー大学校大学院等での学習効果をさらに実践的な活動につなげるための知識や技術を学ぶ。

理学療法士（PT）

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示のもとに、理学療法を行うことを業とする者をいう。理学療法とは、身体に障がいのある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

リスクマネジメント

介護事故やヒヤリハットの事例について原因を分析し、施設や事業所全体で共有・管理していくことで、介護の現場で発生する可能性がある事故やトラブルを未然に防いだり、事故が発生した場合の対応方法について検討する活動のこと。

介護保険施設等においては、事故発生防止のための指針の整備や委員会及び従業者への研修の開催、担当者の設置といった事故発生防止措置や、事故発生時の市町村や家族への報告、事故状況・処置の記録といった事故発生時対応が運営基準等に定められている。

レスパイト・ケア

レスパイトは「息抜き」の意。自宅で介護を受けている要介護者が一時的に介護サービス等を利用することで、介護者が介護を離れ、気分転換を図り、日頃の心身の疲れを回復するようにするための支援のこと。

老人クラブ

教養の向上、健康管理、社会奉仕活動、地域社会との交流などの総合的な実施を目的として、自らの老後を健全で豊かなものにするために自主的に活動する地域の組織で、概ね60歳以上の方は誰でも会員になれる。

ロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）

公益社団法人日本整形外科学会が提唱する概念。筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、もしくは複数の障がいが起き、歩行や日常生活に何らかの障がいをきたしている状態をいう。進行すると、介護が必要になるリスクが高まる。

【アルファベット】

BCP（業務継続計画）

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

BPSD

認知症に伴う行動・心理症状を表す Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia の略。具体的には、易刺激性、焦燥・興奮、脱抑制、異常行動、妄想、幻覚、うつ、不安、多幸感、アパシー（無気力、無関心）、夜間行動異常、食行動異常などが含まれる。

認知症の症状には、物忘れや判断力の低下等、脳機能の低下を直接示す症状である「中核

症状」と、「中核症状」に伴って現れる精神・行動面の症状である「周辺症状」に分けられる。「BPSD」は「周辺症状」とほぼ重なる概念である。

I C T

Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットを利用した情報通信技術のこと。

L I F E（科学的情報システム）

介護サービス利用者の状態や、介護施設・事業所で行っているケアの計画・内容などを一定の様式で入力すると、インターネットを通じて厚生労働省へ送信され、入力内容が分析されて、当該施設等にフィードバックされる情報システム。

N P O法人

Non-Profit-Organization 又は Not-for-Profit-Organization の略。直訳すると、「非営利組織」又は「営利を目的としない組織」となり、組織体を現す言葉である。NPO 法人とは、NPO がより活発な活動ができるよう特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)により、所轄庁に認証され、法人登記を行った団体のこと。

S N S

Social Networking Service (又は Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス (又はサイト) のこと。